

## 本号の内容

- [AIPPI Bureau](#)
- [AIPPI Standing Committees](#)
- [2016年AIPPIミラノ総会](#)
- [2017年AIPPIシドニー総会](#)
- [政府機関 & NGO](#)
- [記事・解説](#)

### AIPPI Bureau

#### [Bureauの新体制](#)

(John Bochnovic, Executive Director of AIPPI)

2016年9月21日、Bureauに改選されたメンバーが加わり、新体制が始動しました。新たなPresidentにHao Ma、次席Vice-PresidentにはRenata Righetti Pelosiが就任しました。また、Annie Siu-Ting Tsoiが、Assistant Secretary Generalとして加わりました。Bureauメンバーの顔触れは、[こちら](#)から確認できます。

---

### AIPPI Standing Committees

#### [EPOとEUIPOによる最新の調査研究 - 知的財産権のEU経済への貢献](#)

(乾裕介, Assistant to the Reporter General of AIPPI)

2016年10月25日、欧州特許庁(EPO)と欧州連合知的財産庁(EUIPO)が、「欧州連合における、知的財産権の集約度が高い業界と経済パフォーマンス」と題する調査研究を発表しました。これは、知的財産権のEU経済への貢献について、EPOとEUIPOが2013年から共同で実施している一連の調査研究の最新の結果です...

---

#### [Standing Committee「Copyright」のWIPO本部における会談](#)

(Jan Bernd Nordemann, Chair of AIPPI's Standing Committee on Copyright & Matthias Gottschalk, Secretary of AIPPI's Standing Committee on Copyright)

図書館が蔵書を電子化することは許容されるでしょうか。あるいは、協力関係にある他の図書館に来た研究者が探している本を、電子コピーで送信してもよいでしょうか。大学が、書籍の電子コピーをイントラネットで学生に提供することは可能でしょうか...

---

#### [EU 著作権法の改革 - デジタル単一市場に向けた欧州委員会の提案](#)

(Jan Bernd Nordemann, chair of AIPPI's Standing Committee on Copyright)

「著作権はいたるところにある」: 知識や娯楽がデジタル化された今日の社会において、コンテンツの配信や利用は、著作権法で管理する——欧州委員会委員長のジャン＝クロード・ユンケル氏も同様の認識を示しています。2014 年の委員長選挙の際、ユンケル氏は 5 つの優先事項を挙げ、その中でも最優先は著作権法であると述べました...

---

## 2016 年 AIPPI ミラノ総会

### [記憶に残るミラノ総会の成功](#)

(Carlo Faggioni, Chair of the Organizing Committee & Renata Righetti, past President of the Italian Group)

世界 85 カ国から 2100 名を超える記録的な人数の参加者を迎えて開催されたミラノ総会は、数え切れないほど多くの交流・人脈作りの機会を皆様に提供できたと思います。

総会には、各国知財庁を代表してトップレベルの方々に参列いただき、すばらしい学術プログラム、恒例の Pharma Day、裁判官や知財庁当局者との昼食会、直前に盛り込まれた関心の高い Brexit (英国の EU 離脱) についてのパネルセッション、そして各議題とその決議に関する真剣な議論など、すべての参加者が多くのことを学び、また重要なテーマについて議論したり、世界全体での知的財産の未来を展望したりするなど、参加しなければ得られない機会もありました...

---

### [ミラノ総会 - 実務プログラム](#)

(Sarah Matheson, Reporter General of AIPPI)

今回のミラノ総会においても、知財分野で注目されている多彩なテーマを扱う大規模な実務プログラムが企画され、毎年人気のある **Pharma Day** をはじめ、これまでの「流れ」に沿って分類された各種のパネルセッションが開催されました。

**Pharma Day** では、特許可能な対象、バイオ後続品、虫食い申請、医薬の反トラストに関わる側面などに関するセッションが行われました...

---

### [ミラノ総会 - 採択された決議](#)

(Sarah Matheson, Reporter General of AIPPI)

2016 年 AIPPI ミラノ総会では 6 件の決議が採択されましたが、そのうち以下の 4 件は 2016 年度の議題に基づく決議です。

- ・ **特許** - 追加事項：補正におけるサポート要件適合性の判断基準
- ・ **著作権** - インターネットにおけるリンク張り と送信可能化
- ・ **意匠** - 意匠保護の要件
- ・ **一般** - 知的財産の担保権

また、本部 **Standing Committee (SC)** により、以下の 2 件が決議に加えられました。

- ・ 特許出願の公開 (SC 「Patents」)
- ・ 特許権と環境技術／気候変動 (SC 「IP & Green Technology」)

採択された決議は、本部ウェブサイトまたは[こちら](#)からご覧になれます。

これらの決議は、各国の当局や関連機関へ配布します。EPO、EUIPO、EAPO といった各国・地域の知財庁に加えて、WIPO や WTO へも送付します。各部会におかれては、自国の関連省庁やその他の政府機関へも配布していただき、その際、同決議とともに、より一般的な AIPPI の活動についても PR していただくようお願いします。また今後、内容的に関連があるパブリックコメントを提出する場合や、アミカスブリーフなどによって AIPPI としての見解を表明すべき機会においても、これらの決議を活用します。

---

### [各 Standing Committee のレポート](#)

(Sarah Matheson, Reporter General of AIPPI)

AIPPI 本部の各 Standing Committee (SC) の年次レポートは、Reporter General へ提出され、ミラノ総会において全参加者に公開されたもので、現在は[こちら](#)からもご覧になれます。ミラノ総会までの1年間のさまざまな活動や、今後1年の計画などが記されています。本部 SC の活動に関心があり参加してみたいという方は、自国の部会（または Independent Member の代表団）へお問い合わせください。

---

[Communications Committee のレポート](#)

---

[Membership Committee のレポート](#)

---

[2016 年 AIPPI ミラノ総会の写真](#)

---

[2016 年ミラノ総会の AIPPI Congress News - 各号の電子版](#)

---

**2017 年 AIPPI シドニー総会**

[2017 年 AIPPI シドニー総会 - 現地からの最新情報！](#)

(AIPPI 2017 Organizing Committee)

2017 年の AIPPI 総会は、10 月 13 日から 17 日まで、オーストラリア、シドニーの真新しい国際コンベンションセンター (ICC Sydney) で開催されます。

**ミラノ総会でのブース出展**

開催国の組織委員会、Congress Manager、そしてカンガルーのマスコット Rooby が、2016 年ミラノ総会に参加された各国の皆様へ、次回の開催都市シドニーを PR しました...

---

## 政府機関 & NGO

### [IP Summit 2016](#)

2016 年は知財革命の年です。

今後、知的財産の分野がどのように変わってゆくかについてのポイントを、注目の企業や専門家の洞察から学びましょう。

今年で 11 回目となるこの知的財産サミットは、世界税関機構で開催されます。

世界の 35 を超える国々の主要企業の代表者などで構成される出席者が、特許、商標、著作権、意匠などの分野における、タイムリーで関心の高い課題、特に模倣品および国際的な訴訟の実務にスポットを当てて議論します。

詳しくは右記のサイトをご覧ください：<http://www.ipsummit.info/>

---

## 記事・解説

### [アルゼンチン：他国の特許付与情報に基づく審査促進](#)

(Ignacio Sánchez Echagüe, Marval, O'Farrell & Mairal - Argentina)

アルゼンチン特許商標庁 (ARPTO) が運用を開始した審査促進プログラムによって、特許出願の審査が大幅に迅速化されます。

2016 年 9 月 19 日に ARPTO が公布した規則 No.P-56/2016 では、ある一定の状況において、係属中の特許出願の審査を加速させることが可能です。この規則は 2016 年 10 月 15 日に施行されています...

---

### [中国：3M 社が商標侵害の再審で 3N に勝訴](#)

(Aileen Wu, Sisi Liang, WAN HUI DA Law Firm & Intellectual Property Agency – China)

[3M vs. 常州華威新材料 - 最高人民法院 \(2016\) 最高法民申 187 号](#) (中国語)

最高人民法院は、被告の事業における成功に基づく主張を退け、収支の開示を拒否していることも制裁の対象とし、法定限度を大きく上回る額の賠償を認めました...

---

#### 中国：進歩性に関する特許有効性の主張

(Honghui Hu, WAN HUI DA Law Firm & Intellectual Property Agency - China)

#### 専利復審委員会&趙衛星 vs. Bayer Pharma AG - 北京高級人民法院 (2014) 高行 (知) 終字第 2684 号 (中国語)

Bayer 社は、北京高級人民法院における上訴審において、経口避妊薬として世界的なシェアを持つ Yasmin に関する特許の有効性を主張し、勝訴しました。進歩性の欠如を理由に、この特許を無効とした専利復審委員会の審決は破棄されました...

---

#### イスラエル：特許庁における不正行為に対する懲罰的賠償としての利益吐出し

(Eran Bareket, Gilat, Bareket & Co., The Reinhold Cohn Group - Israel)

#### *Unipharm Ltd. v. Sanofi et al* (Tel Aviv Dist. Ct., 2015)

裁判所は、特許庁における Sanofi 社の不正行為を認定し、Plavix®から得た利益の一部を吐き出させ、イスラエルの後発医薬品メーカーUnipharm 社に支払わせることを認める判決を下しました。

- Unipharm 社が提起したこの訴訟において、裁判所は Sanofi 社に対し、利益の一部を吐き出させるための準備段階として、同社がイスラエルにおいて 2008 年から 2010 年の間に Plavix®で得た収益について明らかにするよう説明を命じました。Sanofi 社はこの説明を行う代わりに請求額を支払うことを選択し、最高裁へ上訴しました...
- 

#### 日本で保護される地理的表示

(ユアサハラ法律特許事務所 矢部耕三)

日本では地理的表示 (GI) が保護されますが、日本の制度は、農林水産業において認定

された特定の製品ブランドを保護する行政措置が主体です。GI は、特許庁（JPO）が管理運営する地域団体商標（RCTM）とは別個の制度です。自社のブランドに対する法的保護を最大限に高めるには、GI と RCTM の基本的な違いを学ぶことが是非とも必要です...

---

#### [トルコ：知財法の大幅な改正案](#)

(Abdurrahim Ayaz, Istanbul Patent A.S. - Turkey)

2016年5月11日、産業財産法案がトルコ議会の特別委員会で可決されました。そのため、議会へ上程され、可決・成立するだけの状態だったのですが、7月15日のクーデター未遂事件によって、政府および議会の優先事項はすっかり変わってしまい、この法案もかなり後回しになっています。したがって、まだ議会へは上程されていませんが、近い将来、可決・成立するものと予想されます...

---

#### [英国：特許ライセンス紛争の仲裁判断に関する、競争法に基づく CJEU 判決](#)

(Lorna Brazell, Osborne Clarke - UK)

#### [Genentech, Inc. v Hoechst GmbH/ Sanofi Aventis GmbH \(Case C-567/14\)](#)

ライセンスを受けた特許が取り消されたり、非侵害の確認がなされていても、Genentech 社が MabThera の販売に関するランニング・ロイヤルティの支払を続けなければならないとされたことについて、欧州連合司法裁判所は、この特許ライセンスは、TFEU（欧州連合の機能に関する条約）第 101 条に定める欧州競争法の規則に適合しているという判断を示しました...

---

#### [米国：CAFC が Poly-America のディスクレイマーを認定](#)

(Kelly G. Hyndman, Sughrue Mion, PLLC - USA)

連邦巡回区控訴裁判所は、Poly-America vs. API Industries 事件における特許権者のクレームの範囲について、明細書および出願経過においても否定されていると認定し、減縮されるのが妥当であるという判決を下しました。クレーム範囲否定の回避は、明細書の作成時および審査過程において対応すべき留意事項です...

---

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) | [www.aippi.org](http://www.aippi.org)

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。

AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。